

## 職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 記

1 被処分者 生涯学習部 地域教育推進課 会計年度任用職員

2 処分内容 戒告

(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号および第3号)

3 処分日 令和3年1月26日

4 事案概要

放課後児童会支援員である被処分職員が、令和2年11月6日にピーナッツアレルギーをもつ入会児童に対し、おやつとしてピーナッツを含有するスナック菓子を誤って与え、当該児童にアナフィラキシーショックを起こしてしまったもの。

当該児童は、同日帰宅後腹痛や嘔吐等の症状を呈したため、医療機関を受診し治療を受けた。入院等の措置は無く、命に別状はなかったもの。

5 処分理由

被処分者は、過失によりおやつとして与えてはならないピーナッツ含有食品を与えて入会児童に傷害を与えた。

このことは、入会児童の安全確保について責任を負っている放課後児童会支援員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、同法33条（信用失墜行為の禁止）に違反することから、地方公務員法第29条第1項各号に該当するものとして処分を行ったもの。

6 今後の再発防止策

(1) 提供するおやつに含まれるアレルギー物質の有無確認の徹底周知

(2) アレルギー物質の有無及び内容を複数人で確認するチェックシートの導入

(3) 食品アレルギーに対する危機管理意識の徹底に関する研修の実施

(4) およびおやつの提供方法やアレルギー食品の取扱いなど検討するため、現場職員も参加したプロジェクトチームの設置

#### 【問い合わせ先】

河内長野市教育推進部教育総務課 0721-53-1111